

◇町・県民税 あなたは申告が必要？不要？

スタートから始めて「はい」➡「いいえ」➡の矢印にそって進んでください。

申告手続きは、およそこのとおりとなります。

<スタート！>

令和8年1月1日現在、
川西町に住所がありましたか？

いいえ

川西町への町・県民税の申告は**不要**です

ただし、令和7年中に収入があった方は、令和8年1月1日現在居住の市町村への申告が必要な場合があります。

は い

令和7年中(1月～12月)に
収入はありましたか？
※障害年金・遺族年金や雇用
保険(失業保険)のみの方は
「いいえ」におすすめください。

いいえ

収入がない場合も町・県民税の申告が**必要**です

申告書の収入なしの欄に「○」を、該当する理由の
□にチェックを付けて提出してください。

は い

税務署へ確定申告書を提出
しますか？

は い

町・県民税の申告は**不要**です

税務署に確定申告を提出すれば、町・県民税の申告がされたものとみな
されます。

いいえ

令和7年中に給与または
公的年金以外の収入はあ
りますか？

いいえ

該当するところに進んでください。
給与収入のみの方:
年末調整はお済みで
すか？

はい

町・県民税の
申告は**不要**です(※注1)

いいえ

公的年金収入のみの
方:所得控除は受けます
か？
(医療費控除など)

はい

町・県民税の
申告が**必要**です(※2)

いいえ

町・県民税の
申告は**不要**です

は い

次のいずれかの申告が必要です。

営業・農業・不動産所得等の令和7年中の収入について申告が必要です。

町への町・県民税申告

- 税務署へ確定申告が必要ない方でも、給与・公的年金以外に収入がある方は、町への申告が必要です。ただし、税務署に確定申告を提出すれば町への申告は不要です。
- 給与・公的年金以外の所得が20万円以下の場合、税務署への確定申告は必要ありませんが、町への申告が必要です。
- 公的年金収入が400万円以下で税務署への確定申告が必要ない方でも、公的年金以外に収入がある方、所得控除を受ける方は町への申告が必要です。

税務署への確定申告

- 営業・農業・不動産等の所得の合計額が所得控除の合計額を超える方
- 年末調整済みの給与所得者で、給与以外の所得が20万円を超える方
- 所得税の納付・還付が必要な方は税務署への確定申告が必要です。町の申告相談でも確定申告書を税務署へ提出することができます。

(※1)源泉徴収に記載されている控除以外の各種控除を追加したい場合、または複数の源泉徴収票が出ている方は、確定申告が必要な場合があります。

(※2)2ヶ所以上から給与を受けてる方は、税務署への確定申告が必要な場合があります。